



令和8年度

簿記検定試験のご案内

主 催 日 本 商 工 会 議 所
会津喜多方商工会議所

1 開催期日・施行級・申込期日

試 験 日	第173回	第174回	第175回
	令和7年6月14日(日)	令和8年11月15日(日)	令和9年2月28日(日)
施 行 級	1級～3級	1級～3級	2級・3級
受付期間	4月27日～5月15日	9月28日～10月16日	1月12日～1月29日

- 2 試験会場 会津喜多方商工会議所（喜多方市字沢ノ免 7331）
※試験開始 10 分前には、指定の席へ着席してください。
※試験開始より 30 分以内及び終了 10 分前は退場できません。

- 3 申込場所 会津喜多方商工会議所内 簿記検定係

4 試験科目・程度・受験料・受験定員

級	科目	制限時間	程 度 ・ 能 力	受験料 (消費税込)	受験 定員
1 級	商業簿記 工業簿記 原価計算 会 計 学	3時間	極めて高度な商業簿記・会計学・工業簿記・ 原価計算を修得し、会計基準や会社法、財 務諸表等規則などの企業会計に関する法規 を踏まえて、経営管理や経営分析を行うた めに求められるレベル。合格すると税理士試 験の受験資格が得られる。公認会計士、税 理士などの国家資格への登竜門。	8,800円	3名
2 級	商業簿記 工業簿記	90分	経営管理に役立つ知識として、企業から最も 求められる資格の一つ。高度な商業簿記・ 工業簿記(原価計算を含む)を修得し、財務 諸表の数字から経営内容を把握できるなど、 企業活動や会計実務を踏まえ適切な処理や 分析を行うために求められるレベル。	5,500円	20名

3級	商業簿記	60分	業種・職種にかかわらずビジネスパーソンが身に付けておくべき「必須の基本知識」として多くの企業から評価される資格。基本的な商業簿記を修得し、小規模企業における企業活動や会計実務を踏まえ、経理関連書類の適切な処理を行うために求められるレベル。	3, 300円	20名
----	------	-----	---	---------	-----

※日本商工会議所簿記検定ホームページより抜粋（<https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping>）

試験出題区分等詳細についてもホームページにてご確認ください。

受験定員は当所における対応可能な定員になります。

5 時間割

級	試験科目	制限時間	試験開始時間
1級	商業簿記・会計学	前半 90分	9:00
	< 休憩 15分間 >		
	工業簿記・原価計算	後半 90分	
2級	商業簿記・工業簿記	90分	13:30
3級	商業簿記	60分	9:00

※1級と2級、2級と3級の重複受験は可能です。

6 申込方法

- ① 当所所定の申込書に必要事項を記入の上受験料を添えてお申込み下さい。
ただし、申込書への記入は**受験者本人の自筆**に限ります。
- ② 郵送・現金書留による受付は行っておりません。窓口のみの対応とさせていただきます。
- ③ 受理した申込書、受験料は試験中止等の事情以外は返戻しません。
- ④ **申込書の変更、取消は認めません。**
- ⑤ 2つの級を受験する際は、受験級毎に申込書、受験料を提出してください。
- ⑥ 受付時間は、平日の午前9時～午後5時までです。
- ⑦ 受験票はお申込みの時期に関わらず、試験日の約10日前までにご郵送いたします。
試験1週間前までに受験票が届かない場合は、当所までご連絡ください。ご連絡がなく、受験できなかった場合の責任は負いかねますので、予めご了承ください。

- 7 合格基準 試験の採点は各級とも100点満点とし、70点をもって合格とします。
但し、1級に限り1科目ごと得点が40%に満たないものは不合格とします。

8 合格発表 **受験番号による発表となります。**

(1)

級 別	期 日
1 級	中央審査の上、試験から約50日後発表予定 (結果がわかり次第本人宛通知いたします)

2級・3級	試験施行翌々週の月曜日（但し、祝日の場合は翌日） 会津喜多方商工会議所（住所：喜多方市字沢ノ免 7331） および当所HPにて発表します
-------	--

※会津喜多方商工会議所HP URL <http://www.aizukitakatacci.or.jp>



(2) 電話による合否のお問合せには応じておりません。

9 合格証書

- (1) 合格証書は合格発表後約1ヶ月以内に当所より送付します。（発表後2ヶ月たっても届かない場合は当所へお問い合わせ願います）
- (2) 合格証書の再発行はいたしません。合格の証明が必要な場合は合格証明（有料）を発行いたします。その際は、身分証明書の提出が必要となります。苗字が変わった方は新旧苗字が確認できるものが必要となります。

10 その他

- (1) **試験の当日「身分証明書」等による受験者本人の確認をいたしますので、運転免許証・パスポート・社員証・学生証など第三者が発行したもので、氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるものをご持参下さい。**（当日身分証明書を忘れた方は、本人確認申請書の本人控えと身分証明書のコピーを期日内に提出して戴くこととなります。なお、期限内に提出のない場合は、欠席扱いとなりますのでご注意ください）
- (2) 試験について
 - ① 試験開始時間を間違えないように注意してください。時間に遅れると原則受験できません。
 - ② **受験票、身分証明書、筆記用具（HB またはBの黒鉛筆・シャープペンシル・消しゴムに限る）計算器具を持参して下さい。**
 - ③ 受験票と同じ番号の席について下さい。
 - ④ 試験開始より30分以内及び試験終了10分前は退席できません。
- (3) 試験問題について
 - ① 問題用紙及び答案用紙の所定の欄に、受験番号、氏名、生年月日を記入して下さい。
 - ② 試験問題に関する質問は一切受け付けません。但し、印刷不鮮明のものがあれば監督者に申し出てください。
 - ③ 退場の際は、全ての**答案用紙・試験問題・計算用紙を全て提出してから**すみやかに退場してください。**答案用紙の未提出については、棄権とみなします。**
※1 級試験については問題用紙・計算用紙の持ち帰りを認め失格としない
 - ④ 試験の答案は閲覧できません。
- (4) 簿記検定1級合格者に対する特典
 - ① 税理士法第5条第1項第11号の規定にもとづく国税審議会の認定により税理士試験の受験資格が認められます。
 - ② 職業能力開発促進法第30条の規定にもとづく公共職業訓練及び認定事業内職業訓練指導員資格試験における事務員の試験において、実技試験のうち「簿記」及び学科試験のうち「簿記」が免除されております。この資格試験は各都道府県が必要に応じて行うもので、募集の際は受験申込書に商工会議所発行の合格証明書を添付のうえ、各都道府県庁職業訓練課または職業安定課に直接申し込みます。
- (5) その他
 - ① 試験当日は試験開始10分前に席について下さい。**時間に遅れると原則受験できません。**
 - ② ポケベル、携帯電話等使用を禁止します。必ず電源を切ってください。指示に従わないで、試験時間中に着信音が鳴るなどした場合は、退場させる場合もあります。

- ③ 計算器具(そろばん、電卓)を使用しても構いません。ただし電卓は、計算機能のみのものに限り、以下の機能があるものは持ち込みできません。
- 印刷(出力)機能 ○メロディー(音の出る)機能
 - プログラム機能(例:関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓) ○辞書機能(文字入力を含む)
- (注)ただし、次のような機能は、プログラム機能に該当しないものとして、試験会場での使用を可とします。**
- 日数計算 ○時間計算 ○換算 ○税計算 ○検算(音の出ないものに限る)**
- ④ 別紙により「**受験者への連絡・注意事項**」を添付いたしますので、**必ずお読み下さい。**

申込み・問合せ先 会津喜多方商工会議所 簿記検定係
〒966-0827 喜多方市字沢ノ免 7331 (TEL:0241-24-3131 FAX:0241-25-7171)
URL: <http://www.aizukitakatacci.or.jp>
日本商工会議所主催の各種検定試験情報掲載の WEB サイト
<http://www.kentei.ne.jp>



「受験者への連絡・注意事項」

●受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

●入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

●遅刻

試験開始後の試験会場への入場は認めません。

●本人確認

受験に際しては、身分証明書を携帯してください。

●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験委員の指示に従わない者

試験中に、助言を与えたり、受けたりする者

試験問題等を複写する者

答案用紙を持ち出す者

本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者

他の受験者に対する迷惑行為を行う者

暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者

その他の不正行為を行う者

●試験後の禁止事項

試験問題を含め、試験に関して知り得た情報全般の複製、外部への開示、漏洩(ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)をはじめインターネット等への掲載を含む)を一切禁じます。

試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取消、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●飲食・喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準、方法についてのご質問には、一切回答できません。

●答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。

●試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。